

令和4年度

財政援助団体等監査報告書

宇治田原町監査委員

令和5年3月27日

1. 監査の目的

地方地自法第199条第7項並びに宇治田原町監査基準第2条第1項第3号の規定に基づき、宇治田原町が財政的援助を与えている団体や補助事業、公の施設の管理者に対し、出納その他の事務が関係法令に則り、適正かつ効率的に執行されているかを主眼とし実施する。

2. 監査の実施方法

対象団体所管課から関係資料等の提出を求めるとともに、対象団体所管課の説明を聴取し、監査する。

3. 監査の視点

町が財政的援助を与えている団体、出資支払保証団体及び公の施設の指定管理者に対し、必要があると認めるとき、又は町長の要求に基づき当該財政援助等に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施する。

4. 監査の結果

第1回〈財政援助団体監査〉 9月28日（水）

(1)各区活動補助金

①所管課

総務課

②補助金額

9,145,600円

③補助の目的

地域住民の自治組織との連携を密にし、町政運営の効率的な運営を図るため区及び自治会に対し区等活動補助金を交付。

④補助の概要

均等割として年額100,000円、世帯割として年額世帯数×2,400円、消防施設管理費補助として上下水道料金及び電気使用料に基づき算出の額を区等に交付。

⑤結果

補助金の交付事務については、適正であると認められる。

各区から申請される世帯数は、住民基本台帳の世帯数を超えることが無いよう、チェックされているが、前年度との増減について、報告時にヒアリングを実施するなどし、増減内容の把握に努められたい。

また、交付規則第6条第4項の加入世帯数等異動報告書は、報告内容と名称が合致していないため、改正について検討願いたい。

(2)集会所等整備事業補助金

①所管課

総務課

②補助金額

4,413,000円

③補助の目的

住民福祉の向上と自治振興に資するため、区及び自治会が行う集会所等の整備に対して補助を行う。

④補助の概要

町集会所等整備事業補助金交付要綱に基づき、区及び自治会が行う対象施設の新築、増築、改築、修繕又は備品購入に要する経費の2/3若しくは1/2を補助。

(下限額・限度額有り。)

⑤結果

補助金の交付事務については、適正であると認められる。

第2回〈財政援助団体監査〉 10月28日(金)

(1)老人クラブ活動推進事業

①所管課

福祉課

②補助金額

1,934,597円

③補助の目的

町内在住の高齢者が、社会・地域の一員として活躍し、同世代・同年代での交流が行われる場として機能する老人クラブ活動を促進するもの。

④補助の概要

老人クラブ連合会及び単位老人クラブを対象として、各地域事業に応じた「生きがいを高める・健康づくり・ボランティア」活動に対する補助金を申請に基づき交付する。

⑤結果

補助金の交付事務については、適正であると認められる。

申請書の提出にあたっては、町老人クラブ連合会が各単位クラブ分を取りまとめているが、事務の流れ及び責任を明確にするため、送付文書の添付等検討願いたい。

(2)シルバー人材センター運営事業

①所管課

福祉課

②補助金額

7,454,000円

③補助の目的

高齢者の地域社会への貢献や生きがいの創出及び、就労機会の斡旋を目的に設立されたシルバー人材センターへの運営補助を行う。

④補助の概要

高齢者の仕事に関する情報収集、役務の提供、講習会による技能の向上及び相談等を実施する、「宇治田原町シルバー人材センター」に対して、事業運営に資する補助を実施。

⑤結果

補助金の交付事務については、適正であると認められる。

今後、定年延長に伴い会員の高齢化が懸念されるため、シルバー人材センターの運営状況や会員の作業時における保険の加入状況等、町として一層の指導監督に努められたい。

第3回〈財政援助団体監査〉 12月21日(水)

(1)環のくらし地域活動促進事業

①所管課

建設環境課

②補助金額

1,767,500 円

③補助の目的

補助金を交付することで地域での集団回収による古紙類のリサイクルを促進するもの。

④補助の概要

区・自治会等の実施団体と契約した古紙回収業者が古紙類（新聞紙、雑誌、段ボール、紙パック）と古布を回収した実績により、回収量 1 k g あたり 5 円の補助金を実施団体に交付し、地域での環境活動に活用してもらう。

⑤結果

補助金の交付事務については、適正であると認められる。

交付申請時には古紙回収業者の伝票と、交付申請書の回収量のチェックは行われており問題は無いが、古紙回収業者の数量の算出方法について、把握するよう努められたい。

(2)宇治田原町有害鳥獣対策協議会補助金

①所管課

産業観光課

②補助金額

758,512 円

③補助の目的

野生鳥獣による被害防止対策の充実・強化を図るとともに、関係機関の連携のもと被害防止体系を確立し、農林水産物及び生活環境の被害の軽減等に資するため。

④補助の概要

協議会が実施するニホンザルの追い払い、被害情報等の聴取把握、行動域の追跡調査活動に対する補助金を申請に基づき交付。

⑤結果

補助金の交付事務については、適正であると認められる。

追い払い隊員 4 名の業務日報については、毎日提出されており問題は無いが、担当者の確認だけにとどまらず、情報共有を図る意味からも課長等への報告とするよう努められたい。

第 4 回〈公の施設の指定管理者〉 1 月 3 0 日（月）

(1)宇治田原町老人福祉センターやすらぎ荘指定管理委託料

①所管課

福祉課

②委託金額

3,311,000 円

③指定期間

令和 3 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 3 1 日（3 年間）

※委託金額については、令和 3 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 3 1 日（1 年間）

④指定管理者

社会福祉法人 宇治田原町社会福祉協議会

⑤結果

宇治田原町老人福祉施設設置及び管理に関する条例及び規則、基本協定書、年度協定書に従って、適正に管理及び運営がされていると認められる。

引き続き、運営協議会での意見把握を行う中、親しみやすい老人福祉施設として適切な管理運営に努められたい。

第5回〈公の施設の指定管理者〉 2月22日（水）

(1)お茶の京都交流拠点施設（宗円交遊庵やんたん）指定管理委託料

①所管課

産業観光課

②委託金額

4,300,000円

③指定期間

令和3年4月1日～令和6年3月31日（3年間）

※委託金額については、令和3年4月1日～令和4年3月31日（1年間）

④指定管理者

1738やんたん里づくり会

⑤結果

宇治田原町お茶の京都交流拠点施設の設置及び管理に関する条例及び規則、基本協定書、年度協定書に従って、適正に管理及び運営がされていると認められる。

また、委託料の節減についても努力されており、各部会ではコロナ禍の中でも可能な事業の検討も行われている。

引き続き、施設と事業の情報発信に努め、地域活性化につながるお茶のまちの交流拠点施設として、適切な管理運営に努められたい。